

公立大学法人青森公立大学第2期中期計画

◆◇◆ 中期計画の構成 ◆◇◆

前文	1
第1 中期計画の期間	2
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	2
1 教育に関する目標を達成するための措置	2
2 研究に関する目標を達成するための措置	5
3 地域貢献に関する目標を達成するための措置	5
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	7
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	7
2 教育研究・地域貢献組織の見直しに関する目標を達成するための措置	7
3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	7
4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	8
5 広報活動の推進に関する目標を達成するための措置	8
第4 経営・財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	8
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	8
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	8
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	9
第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置	9
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	9
2 評価結果の活用に関する目標を達成するための措置	9
3 情報提供に関する目標を達成するための措置	9
第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	9
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	9
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	10
3 人権啓発に関する目標を達成するための措置	10
4 法令遵守に関する目標を達成するための措置	10
第7 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	10
第8 短期借入金の限度額	10
1 短期借入金の限度額	10
2 想定される理由	10
第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	10
第10 剰余金の使途	11
第11 その他市の規則で定める業務運営に関する事項（青森市地方独立行政法人法施行細則第4条関係）	11
1 施設及び設備に関する計画	11
2 人事に関する計画	11
3 積立金の処分に関する計画	11
【別紙】 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	12

青森公立大学の目指すもの

公立大学法人青森公立大学の「第2期中期計画」策定にあたって

青森公立大学は、開学以来、人間性についての深い理解に裏付けられた専門性を持った教養人として、経営学と経済学についての学際的、総合的な思考力を備えた人材の養成、即ち「専門性を持った教養人の育成」を図るため、独自性・革新性を発揮しつつ大学運営を行ってきた。

平成21年度の法人化以降、第1期中期計画期間においても、人材育成はもとより、青森市をはじめとする地域社会の発展に寄与するため、PDCAサイクルにより常に大学改革を断行してきた。

第2期中期計画においては、第2期中期目標に掲げられている、一つに、青森市民によって支えられる市民による市民のための大学であることを強く自覚し、様々な取組を通じて、市民の負託に応えていくこと、二つに、県都青森市における知の拠点として、青森市はもとより、大学の設立・運営に大きく関わった地域である東津軽郡及び青森県における地域社会の発展に貢献することにより、青森公立大学の存在意義をより一層高めていくことを実現するものである。

このことを実現するため、人材育成及び地域社会の持続的発展が図られるよう、引き続き大学改革に積極的に取り組んでいく決意であるが、特に教育プログラムの見直しや志願者の確保、就職率の向上、地域貢献活動の充実を図り、ますます熾烈を極めてくるであろう大学間競争において、競争優位性を確保できるような取組を推進していくこととしている。また、教職員の意識改革やモチベーションの向上を図るため、組織や人事制度の見直しについても、これまで以上に積極的に取り組んでいくこととする。

このように、大学改革を戦略的かつ積極的に行うとともに、法人の設立団体である青森市をはじめ、地域との連携をより強固なものとし、青森公立大学に求められる使命を全うするため、以下のとおり平成27年度からの第2期中期計画を定めるものとする。

第1 中期計画の期間

平成27年4月1日から平成33年3月31日までの6年間

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 学生の育成に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

- ・入学生に対し本学学部の教育目標・教育方針について周知を徹底する。
- ・シラバス（講義計画・概要）において到達目標を明示し、それに基づく適切な授業運営及び成績評価を行う。
- ・GPAに基づく成績評価を徹底し、成績優秀者の表彰及び成績不振者の個別指導を充実させる。

【大学院課程】

- ・入学生に対し本学大学院の教育目標・教育方針について周知を徹底する。
- ・シラバス（講義計画・概要）に基づく適切な授業運営及び成績評価を行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

① 教育プログラムの検証・再編

【学士課程】

- ・学生及び卒業生に対する授業評価に関するアンケート等を実施し、その結果に基づく教育改善を推進する。
- ・「経営経済の専門性を持った教養人の育成」という教育目標を達成するため、教育プログラムを再編する。

【大学院課程】

- ・大学院生及び修了生に対する授業評価に関するアンケート等を実施し、その結果に基づく教育改善を推進する。
- ・現行カリキュラムの検証及び必要な改善を図る。

② 教育方法の改善

【学士課程】

- ・FD（教員の教育・研究の質の向上を図るための取組）を通じて、教員間の学生指導に関する情報共有を行い、教育方法や実施体制の改善を行う。
- ・大学での学修の進め方を学ぶための初年次教育を充実させる。
- ・他大学や企業等との連携を図り、単位互換や実社会を教育現場とする体験学習など、学部における学修機会の充実に努める。
- ・ICT（情報通信技術）を活用したアクティブラーニングを導入し、学生が能動的に学修できる教育方法への改善を推進する。

【大学院課程】

- ・FD（教員の教育・研究の質の向上を図るための取組）を通じて、教員間の学生

指導に関する情報共有を行い、教育方法や実施体制の改善を行う。

- ・他大学や企業等との連携を図り、大学院における学修機会の充実に努める。

③ グローバル化への対応

【学士課程】【大学院課程】

- ・語学研修や留学制度等、海外における教育機会の充実に努める。

④ 人間としての魅力を高めるための教育

【学士課程】

- ・経営経済の専門分野の修得に加え、芸術・文化を理解し、社会的倫理観を身に付けた人材を育成するため、教養科目の充実に努める。

(3) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

① 教員の教育指導能力の向上

【学士課程】【大学院課程】

- ・教員の指導能力の向上を図るため、FD活動を充実させるとともに、授業評価に関するアンケート等の結果を踏まえ検証し、改善する。

② 教育環境の整備

【学士課程】

- ・教室内の設備の充実やTA（学生による授業補助者）制度の活用により、授業の環境を整える。
- ・教育課程における国際芸術センター青森、国際交流ハウス等の交流施設及び設備の利活用を推進する。
- ・地元地域を教育現場とする教育方法を推進する。
- ・語学研修や留学制度等、海外における教育機会の充実に努める。
- ・新しい情報システムを導入し、教育環境の充実に努める。

【大学院課程】

- ・サテライトの有効活用を図るとともに、遠隔授業の利用推進を図る。

③ 学修環境の整備

【学士課程】

- ・学部生のニーズを把握し、学修環境の利便性を向上させる。
- ・学修に関する情報収集及び学生への情報発信を充実させる。
- ・新しい情報システムを導入し、学修環境の充実に努める。

【大学院課程】

- ・大学院生の研究成果を発表する機会について検証及び必要な改善を行う。
- ・大学院生のニーズを把握し、学修環境の利便性を向上させる。
- ・大学院生へPCの貸与を行う。

(4) 学生の受入に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

- ・本学のアドミッションポリシーに相応しい入学者を受け入れられるよう、全入学生定員の3倍程度の志願者を常に確保する。

- ・青森県内からの入学者の増加を図る。
- ・大学間競争の激化に対応した選抜方法（入試期日、試験会場など）の見直しを継続する。
- ・県内・県外への高校訪問をさらに拡充し、入学希望者の増加を促進させる。
- ・出前講義、大学見学を積極的に実施する。
- ・入試に関わる広報を充実させる。
- ・高大連携の一環として、特別講座（年3回）を開催する。

【大学院課程】

- ・入学定員と同数程度の志願者を常に確保する。
- ・学部からの進学を促進させる。
- ・学部教育との連携の円滑化を図る。
- ・社会人入学者を確保するため、行政機関や民間企業等への働き掛けを充実させる。
- ・入試に関わる広報を充実させる。

(5) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

① 学生生活支援

【学士課程】

- ・生活困窮者等に対する授業料減免や各種奨学金制度の情報提供等、学生生活支援を充実させる。
- ・課外活動の活性化を支援するための施設・設備を充実させる。
- ・後援会及び同窓会の活動支援を行う。
- ・社会活動における学生と地域との交流を支援する。
- ・充実した学生生活を送れるように、学修アドバイザー制度の見直しを行う。
- ・学生の心身の健康増進のためにカウンセラーを積極的に活用する。
- ・留学生の学生生活の向上のため支援を行う。
- ・保護者と大学が連携した学生生活支援を推進する。
- ・食堂や売店などの福利厚生施設及び内容の充実を図る。
- ・ハラスメントの防止・対策に向けた取組を行う。

【大学院課程】

- ・大学院特待奨学生制度の適正な運用を図る。
- ・大学院生のニーズを把握し、大学院生の福利厚生を向上させる。

② キャリア支援

【学士課程】

- ・就職及び進学支援に関するキャリア戦略を推進する。
- ・就職専門員などによる既卒者も含めた就職先の新規開拓を進める。
- ・行政、地元の企業や関係機関、団体と連携した就職支援体制を充実させる。
- ・インターンシップによる就業体験を充実させる。
- ・就職率100%を目標としつつ、最低96%台を毎年度維持する。
- ・同窓会組織と連携を図り、就職支援ネットワークの強化を図る。
- ・進路選択のための情報収集を拡充し、もってキャリア教育の充実を図る。

【大学院課程】

- ・大学院生へのキャリア支援を充実させる。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究内容に関する目標を達成するための措置

- ・基礎的及び応用的研究を推進する。
- ・地域課題、国際的課題の研究を推進する。
- ・授業内容を充実させる研究を推進する。
- ・教育方法等改善の研究を推進する。

(2) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置

- ・研究活動と研究成果を公平に評価する取組を行う。
- ・高い研究成果を顕彰する。
- ・教員の研究成果をホームページ等により学内外へ公開する。
- ・公開講座を開催するなど、研究成果を社会還元する。
- ・海外研究者と共同研究事業を推進する。

(3) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- ・外部資金獲得に関する情報提供の充実を図る。
- ・学生が研究活動に参加できる環境整備の充実を図る。
- ・地域研究センターの研究機能の充実及び共同研究並びに産学官金連携を推進する。
- ・教員サバティカル制度（長期研修制度）の充実を図る。
- ・透明で公正な研究費の配分を進める。
- ・戦略的志向に基づく研究費の配分を進める。

(4) 市の課題解決に関する目標を達成するための措置

- ・青森市との連携協力を進め、市が抱える政策課題等の問題解決に向けた研究活動に参加する。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域連携の強化に関する目標を達成するための措置

① 地域連携実施体制の整備

- ・地域連携センターにおける各種地域連携活動の充実を図る。
- ・地域貢献の充実を図る目的から、教職員が地域の活動に参加しやすい環境を提供する。
- ・学生が地域課題や地域貢献に取り組める環境を提供する。

② 研究成果の地域への還元

- ・研究成果を地域に還元するために、教員の研究に関する情報の公開や利活用を行う。
- ・研究成果を公表するために公開講座、講演会、研究会などを実施する。

- ・地域研究センターを含めた地域連携センターの研究・連携事業の充実を図る。
- ③ 教育面での貢献による地域連携の強化
 - ・地域の諸問題の解決をテーマとするゼミ活動を推進し、その結果を地域社会に提言、還元する。
 - ・教職課程修了者の教育界への人材供給を通じて、地域貢献の充実を図る。
- ④ 地域の大学間連携
 - ・大学間の連携強化を図る目的から、他大学との交流推進に向けた取組を行う。
 - ・教育及び研究、学生の課外活動等での地域の大学間連携を推進する。
- ⑤ 地域の高等学校との連携
 - ・高校関係者との懇談会等を実施し、高大連携の推進に関する情報交換を行う。
 - ・高校訪問により、本学の入学者選抜に関する情報提供を行うとともに、本学に対する要望、ニーズに関する情報収集を行う。
 - ・各高校において進路指導に活用できるよう、学生の出身高校に対して、入学後の情報を提供する。
 - ・地域の高校からの推薦入試制度を維持する。
 - ・高校生を対象とした特別講座（年3回）や大学見学、本学教員による出前講義等を積極的に実施し、高大連携の推進を図る。
 - ・オープンキャンパスでの高校生、高校教諭及び保護者への情報提供を充実させる。
- ⑥ 地域の企業、NPO等との連携
 - ・地域の企業、NPO等との連携を推進し、地域活性化に関する活動を支援する。
- ⑦ 青森市との連携
 - ・青森市の行政施策との緊密な連携により、行政課題の解決に積極的に取り組むとともに、大学自らの事業展開による地域貢献活動を実施する。
- ⑧ 県内の市町村との連携
 - ・県内の市町村との新たな連携協定締結を目指すとともに、大学の人材及び研究成果を活用し地域に貢献する。また、研究テーマを地域から発掘し、大学の研究を活性化する。
- ⑨ 青森県との連携
 - ・青森県の地域課題に関する研究活動や地域事業などに参加し、青森県との連携体制を強化する。

(2) 情報提供に関する目標を達成するための措置

- ・ホームページ、広報誌等を通じた大学情報発信の充実を図る。
- ・まちなかラボを活用し、広く地域に情報を提供する。
- ・教員の研究活動に関する情報を集約し、利活用できる環境を提供する。
- ・更なる教育、研究、地域連携・貢献に資するような新たな情報システムを導入する。

(3) 国際交流に関する目標を達成するための措置

- ・海外の教育機関や研究者等との交流や共同研究等を推進する。

- ・青森市国際交流事業との連携を充実させる。
- ・教職員の国際交流対応研修を充実させる。
- ・国際交流事業の運営体制を整備する。
- ・留学生や外国人研究者の受入れのため、国際交流ハウスを活用し、支援体制を整備する。
- ・教育及び研究上の交流にとどまらず、文化、歴史、生活等、地域に根ざした国際交流を推進する。

(4) 人材供給に関する目標を達成するための措置

- ・地元出身者のみならず、地元以外の出身者も地域に就職できるよう、地域企業等との連携を図る。
- ・教職課程の設置により、教育界への人材供給を通じて地域への貢献を図る。
- ・大学院においては、高度知識基盤社会に必要な地域の人材の育成を通じて地域への貢献を図る。

(5) 市への貢献に関する目標を達成するための措置

- ・青森市の発展や市民生活の向上など、地域貢献に資する目的から、青森市の施策等に関する取組に積極的に参画する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 全学的な組織体制の運用

- ・戦略的かつ機動的な大学運営を図る目的から、法人経営と教学全般を包括する執行部機関の運用を進める。

(2) 学内外からの意見を聴取する仕組みの検討

- ・審議会等の委員や各種アンケート調査等により、学内外からの大学運営に関する意見等を聴取し、活用させる仕組みの充実を図る。

2 教育研究・地域貢献組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ・時代の変化と社会の要請に対応した教員職員の配置を機動的に実施する。
- ・地域連携センターで実施する事業実績の分析と効果を定期的に検証する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- ・改正地方公務員法の人事評価制度を踏まえた評価制度の導入を進める。
- ・人事評価が適正に反映される給与制度の導入を進める。
- ・人材育成を図るため、体系的な研修制度を確立する。
- ・事務局の業務内容、業務分担を見直し、適正な組織体制のあり方を検討する。
- ・教員の雇用形態について、任期制・定年制の一元化を進める。

- ・大学設置基準及び大学院設置基準に定められた教員数を維持しつつ、教育・研究の質の向上が図られるよう、教員の確保に努める。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・事務内容の検証により、外部委託等の可能な事務のアウトソーシングを進める。
- ・内部事務の見直しを進め、事務の効率化を図り、事務配分の機動的な見直しを進める。

5 広報活動の推進に関する目標を達成するための措置

- ・ホームページ等を通じ、大学の現況についてのタイムリーな情報発信に努める。
- ・大学における人材情報、受託研究、調査情報等を各種広報媒体を通じて広く発信する。

第4 経営・財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 教育関連収入に関する目標を達成するための措置

- ・社会情勢に配慮しながら、料金設定の適正性を検証する。
- ・受験生確保のために高校訪問、オープンキャンパス、各種情報発信等を戦略的かつ積極的に行う。

(2) 研究関連収入に関する目標を達成するための措置

- ・科学研究費補助金等の競争的資金の獲得増に向けて、競争的資金情報の収集、提供、申請の奨励に努める。
- ・地域連携センターを中心に収集した国、自治体、財団法人、民間等の外部研究費等に関する情報を学内で共有し、外部資金の獲得増に努める。

(3) その他外部資金の獲得に関する目標を達成するための措置

- ・国、自治体、財団法人、民間企業等からの外部資金に関する情報収集をすすめ、資金獲得に努める。
- ・各種寄附金等の獲得増に努める。
- ・国際芸術センター青森や交流施設、大学の施設・設備の貸出しによる収入増を図るため、利用促進のPRや使用料金についての検証に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・教職員のコスト意識の涵養に取り組み、大学の運営及び教育の質の維持を優先し、執務環境や業務の改善を進め、業務量及び経費の削減に努める。
- ・情報システムの更新により、事務処理の効率化、迅速化及び管理の一元化を図る。
- ・契約期間の複数年度化や契約方法の競争的環境の確保等により管理経費の抑制に努めるとともに、効率化が見込める業務については外部委託化を検討する。

- ・財務状況の分析に基づき、柔軟な予算組替えと効率的な予算執行に努める。
- ・新しい情報システムを導入して、各種システム間の連携を強め、更なる業務の効率化・迅速化を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・資産の状況を点検・把握し、適切な管理を行い、より一層効果的な活用に努める。
- ・余裕資金の安全かつ効果的な運用について検討する。

第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・教員、事務職員の目標設定を明確にし、定期的な自己点検、自己評価を行うことにより業務運営の改善を図る。
- ・第三者機関による定期的な外部評価を受け、改善策を検証するとともにホームページ等において公表する。

2 評価結果の活用に関する目標を達成するための措置

- ・自己評価、外部評価、毎年度の業務実績評価（年度評価）については、PDCAサイクルに基づき評価結果を検証し改善策を示すと同時に、外部に公表する。
- ・評価結果や改善策等については、教員、事務職員がその情報を共有し、全学的な改善に向けた意識の向上に努める。
- ・改善を通し教職員の意識向上を図る目的から、FD及びSD活動を積極的に行う。

3 情報提供に関する目標を達成するための措置

- ・法人の経営及び財務状況、大学の教育、研究及び地域貢献等に対する自己評価、外部評価等の改善策については外部に公表する。
- ・個人情報の保護に努めるとともに、外部からの情報開示の請求には迅速に対応し、透明性の確保に努める。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・教育内容に応じた施設や設備の整備、改良を計画的に進める。
- ・サテライト施設の利活用についての検証を行う。
- ・良好な教育環境を保持するため、本学施設・設備の維持管理を適切に行う。
- ・地域貢献として図書館等の大学施設を開放し、有効活用を図る。
- ・施設の貸出基準や料金設定については、定期的に検証を行う。
- ・国際芸術センター青森において、青森市の次世代を担う小・中学生を対象とした校外学習受入れなどの教育プログラムの実施や、広く市民を対象とした芸術作品の展

示及びワークショップ等の実施により施設設備利用の促進を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・青森市との連携のもと、災害発生時には本学を避難場所として地域住民に開放する。
- ・防災対策と危機管理体制を強化する。
- ・学生、教員、事務職員の健康管理に努め、定期的な健康診断を実施するとともに、健康相談や健康増進指導を図る。
- ・衛生委員会を運営し、学内の安全衛生に関する検証・報告を行う。
- ・学内の情報システムに係る管理保護体制を構築し、ソフトウェアの不正使用防止や情報セキュリティの向上に努める。

3 人権啓発に関する目標を達成するための措置

- ・学生、教員、事務職員に対し、人権意識の向上を認識させるとともに、各種ハラスメントによる人権侵害を抑制するための防止体制と相談体制の強化を図る。
- ・ハラスメント防止対策委員会を運営し、学内のハラスメントに関する検証・報告を行う。

4 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ・定期的実施する研修を通して、教員、事務職員の法令遵守に対する意識の向上を図る。

第7 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は2億円とする。

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れすることを想定する。

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び学生生活の充実並びに地域貢献活動の推進を図るために充てる。

第11 その他市の規則で定める業務運営に関する事項（青森市地方独立行政法人法施行細則第4条関係）

1 施設及び設備に関する計画

施設及び設備の大規模修繕に係る経費については、経年劣化による老朽度合いを勘案して大学が作成する修繕計画に基づき、所要額を措置するものとする。ただし、災害等により緊急に対応する必要が生じた場合においては、青森市と協議のうえ、必要な所要額を措置する。

2 人事に関する計画

- ・大学として、自立的かつ効率的な経営が可能となる人事制度を構築し、教育研究業務、地域貢献業務及び大学運営業務の活性化を図られるよう努める。
- ・教員職員については、大学設置基準に定める定足数を確保しつつ、適正な能力を有する教員職員の確保及び人件費の適正な管理に努める。
- ・事務職員については、大学運営に関する専門的知識を有する職員の養成・確保を図るため、計画的な法人職員の採用に努める。

3 積立金の処分にに関する計画

剰余金の使途に掲げられた目的を達成するため、以下の経費に充てる。

- ・学内情報システム関係経費
- ・学生のための修学環境関係経費
- ・国際交流関係経費
- ・人事交流関係経費
- ・地域貢献関係経費

【別紙】 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成 27 年度～平成 32 年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金収入	2,655
自己収入	5,179
授業料、入学金及び検定料収入	4,944
その他収入	235
受託研究等収入	1
補助金等収入	88
計	7,923
支出	
教育研究経費等	1,603
受託研究費等	1
人件費	4,110
一般管理費	2,121
補助金事業費	88
計	7,923

【人件費】

- (1) 人件費については、教員の年次採用計画に基づく新規採用に係る人員増分を含めて所要額を予算計上する。
- (2) 退職手当については、公立大学法人青森公立大学が定める規程に基づいて支給するが、当該事業年度の予算編成過程において予算計上する。

【運営費交付金の算定方法】

運営費交付金＝(教育研究経費等＋受託研究費等＋人件費等＋一般管理費)－自己収入

- (1) 運営費交付金算定の収入及び経費の内容は、次のとおり。

項 目	内 容
教育研究経費等	教育実習費、大学入試センター試験経費、入学者選抜経費、学生生活支援事業費、就職支援事業費、個人研究費、地域連携センター運営経費、大学図書資料事業費、大学情報管理経費 等
受託研究費等	地域研究センター受託研究費 等
人件費等	常勤・非常勤役員給与、専任・非常勤教員給与、研究員給与、プロパー・派遣職員給与、臨時職員給与 等
一般管理費	大学施設維持管理経費、燃料費・光熱水費、一般管理経費、施設維持修繕費 等
自己収入	授業料、入学金及び検定料収入、施設貸付料 等

(2) 教育研究経費等、人件費及び一般管理費（一部を除く）分については、平成28年度から平成32年度までは、平成27年度基準額をベースに、それぞれ前年度マイナス1%の効率化係数が適用される。

(3) 物価変動やベースアップについては、見込んでいない。

【特別運営費交付金】

臨時的経費として当該事業年度に必要な経費については、所要額を個別に算定し、予算編成過程において予算計上する。

【施設整備費補助金】

大規模修繕費については、所要額を個別に算定し、予算編成過程において予算計上する。

2 収支計画（平成27年度～平成32年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	7,940
經常費用	7,940
業務費	5,814
教育研究経費等	1,703
受託研究費等	1
人件費	4,110
一般管理費	1,693
財務費用	23
減価償却費	410
収入の部	7,940
經常収益	7,940
運営費交付金収益	2,625
授業料等収益	4,962
受託研究等収益	1
補助金収益	87
資産見返負債戻入	30
資産見返運営費交付金等戻入	7
資産見返補助金等戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	22
財務収益	1
雑益	234
純利益	0
総利益	0

3 資金計画（平成 27 年度～平成 32 年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	8,257
業務活動による支出	7,457
投資活動による支出	63
財務活動による支出	403
次期中期目標期間への繰越金	334
資金収入	8,257
業務活動による収入	7,923
運営費交付金収入	2,655
授業料、入学金及び検定料収入	4,944
受託研究等収入	1
その他収入	323
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期（中期目標期間からの）繰越金	334